

エゾシカ A 地区ルシャ、隣接地区の管理上の課題と、 新たな管理方針の検討について

1. はじめに

平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月を計画期間とする 2 期計画では、期間中に密度操作実験候補地であるエゾシカ A 地区ルシャと、隣接地区の管理方針の再検討を行い、平成 27 年までに第 3 期に向けた新たな管理方針の取りまとめを行うこととなった。ここではそのための基礎資料として、現況と管理上の課題について総括した。

2. エゾシカ A 地区ルシャ

斜里側の主要越冬地一つで密度操作実験候補地とされながら、特に冬期のアプローチが困難であることから具体的な実験は行われていない。2011 年のヘリセンサスでは 2003 年と比較してほぼ横ばいだが、隣接ユニットでは増加。

表 1. ヘリセンサス結果（ルシャ地区 U3 とその周辺 U2、U4。 ）

ユニット	区間	2003 年 n/km ²	2011 年 n/km ²	変動
U2	ホトピラハツ～テツパソハツ	7.41	30.26	1.74
U3	ルシャ～ホソフタ	21.6	25.43	0.29
U4	ホソフタ～五湖断崖	11.20	52.14	3.20*

変動 = (2011 年値 - 2003 年値) / t 検定標準偏差

*=U4 の 2011 密度 52.14 と変動 3.20 は全ユニットで最大。U3 がルシャ地区。

3. 隣接地区

○半島斜里町側

斜里町側隣接地区は幌別川～金山川までの山麓部を中心としたエリアである。2011 年実施のヘリコプターセンサスでは、隣接するエゾシカ B 地区幌別 - 岩尾別地区や前述のルシャ地区周辺に次ぐ高密度エリアである。その中でもエゾシカ B 地区との境界である幌別川から海岸線沿いに基部方向に伸びる国指定知床鳥獣保護区内を中心に越冬期には多数のシカが集結する。

日中センサスの結果では、今冬の最大確認頭数は 752 頭（2 月 3 日、オショコマナイ～オタモイ、ユニットでは U8～U10 に含まれる）。幌別川～ウトロ・オショコマナイ川までのエゾシカ捕獲禁止区域（U7 の一部）と公園外の知床鳥獣保護区内（U7～8 の一部）では過去に捕獲は行われておらず、隣接する可猟区や管理捕獲が行われているウトロ高原農地からの逃げ込み場所となっている。一方で同エリアには希少鳥類の営巣が複数確認されており、捕獲を行う場合は何らかの配慮が必要とされる。

今後、隣接した幌別 - 岩尾別地区での密度操作が本格化した場合、このエリアにシカが流入する恐れがある。

表 2. ヘリセンサ結果 (エゾシカ B 地区、U5～6、隣接地区 U7～10)

ユニット	区間	2003 年 n/km ²	2011 年 n/km ²	変動
U5	五湖の段階～岩尾別川	9.79	33.28	1.86
U6	岩尾別川～幌別川	15.46	33.86	1.2
U7	幌別川～オショコナイ川	6.09	16.41	0.95
U8	オショコナイ川～オホケツ川	24.05	29.62	0.39
U9	遠音別川流域	9.41	10.61	0.1
U10	真鯉～金山川流域	12.68	5.78	-0.47

変動 = (2011 年値 - 2003 年値) / t 検定標準偏差

*=U4 の 2011 密度 52.14 と変動 3.2 は全ユニット中最大。U7～10 が隣接地区で、うち U7～8 の海岸部が国指定鳥獣保護区。U5～6 エゾシカ B 地区で密度操作実験が予定されている幌別～岩尾別地区。

○半島羅臼町側

羅臼町側隣接地区の範囲は、羅臼町ルサ川～植別川までの山麓部を中心としたエリア。課題点としては、羅臼町の土地利用形態から有害駆除が住宅付近での発砲になりがちで、きわめて実施しにくいこと、巻き狩りによる管理捕獲が本格実施されるようになってから 5 冬が経過し、国指定鳥獣保護区内においてもエゾシカの警戒心が高まって捕獲されにくくなっていること、林道が少ないために面ではなく線での捕獲が大半であり、狩猟・駆除ともに捕獲数が伸び悩み気味であること等が挙げられる。

1) ルサ川右岸～羅臼中心市街地の町有林 (国指定知床鳥獣保護区)

平成 18 年度 (2007 年) から毎年 2～3 月に羅臼町主催の管理捕獲 (巻き狩り主体) が実施されている。平成 21 年度 (2009 年) からは 5 月の有害駆除も実施されている。しかし未だに高密度で、交通事故や、住宅の庭や家庭菜園を囲う網にエゾシカが絡まる事故も多い。

2) 羅臼中心市街地および全町の道路沿いの住宅地

上記エリア 2) の羅臼中心市街地では、2008 年初夏に吹き矢による捕獲を集中的に実施し、その後約 3 年間は小康状態であったが、最近再び市街地侵入個体が増加してきている。

表 3. ヘリセンサス結果（隣接地区 ～羅臼市街・国指定鳥獣保護区 U14～16）

ユニット	区間	2003 年 n/km ²	2011 年 n/km ²	変動
U14	キギリハツ川～モセカハツ川	1.13	1.98	0.06
U15	オッカハケ川～材木岩トンネル	4.87	4.80	-0.01
U16	材木岩トンネル～望郷台	4.09	7.72	0.32

変動=（2011 年値－2003 年値） / t 検定標準偏差

隣接地区で海岸部が国指定鳥獣保護区。羅臼市街は U16 に含まれる。

3) 羅臼中心市街地以南の可猟区（町有林、国有林、一部牧草地）

可猟期間外には平成 18 年度（2007 年）から毎年 2～3 月、平成 21 年度（2009 年）からは加えて 5 月にも羅臼町主催の管理捕獲（巻き狩り主体）が実施されている。

その他、可猟区内には島状に孤立したシカ捕獲（銃猟）禁止区域が存在し、逃げ込むエゾシカが多かったため、平成 22（2010）年度から林野庁による囲いワナ捕獲が開始されている。また狩猟・駆除の促進のため、精神川林道の除雪が林野庁により開始されている。

表 4. ヘリセンサス結果（隣接地区羅臼市街以南 U17～20）

ユニット	区間	2003 年 n/km ²	2011 年 n/km ²	変動
U17	望郷台～松法川	4.09	3.44	-0.25
U18	知西別川～麻布	7.09	4.05	0.25
U19	精神川～春日町	0.58	3.77	0.08
U20	春刈古丹左岸流域	2.79	8.00	0.34

変動=（2011 年値－2003 年値） / t 検定標準偏差

隣接地区で海岸部が国指定鳥獣保護区。羅臼市街は U16 に含まれる。

現（第2期）管理計画 エゾシカ A 地区

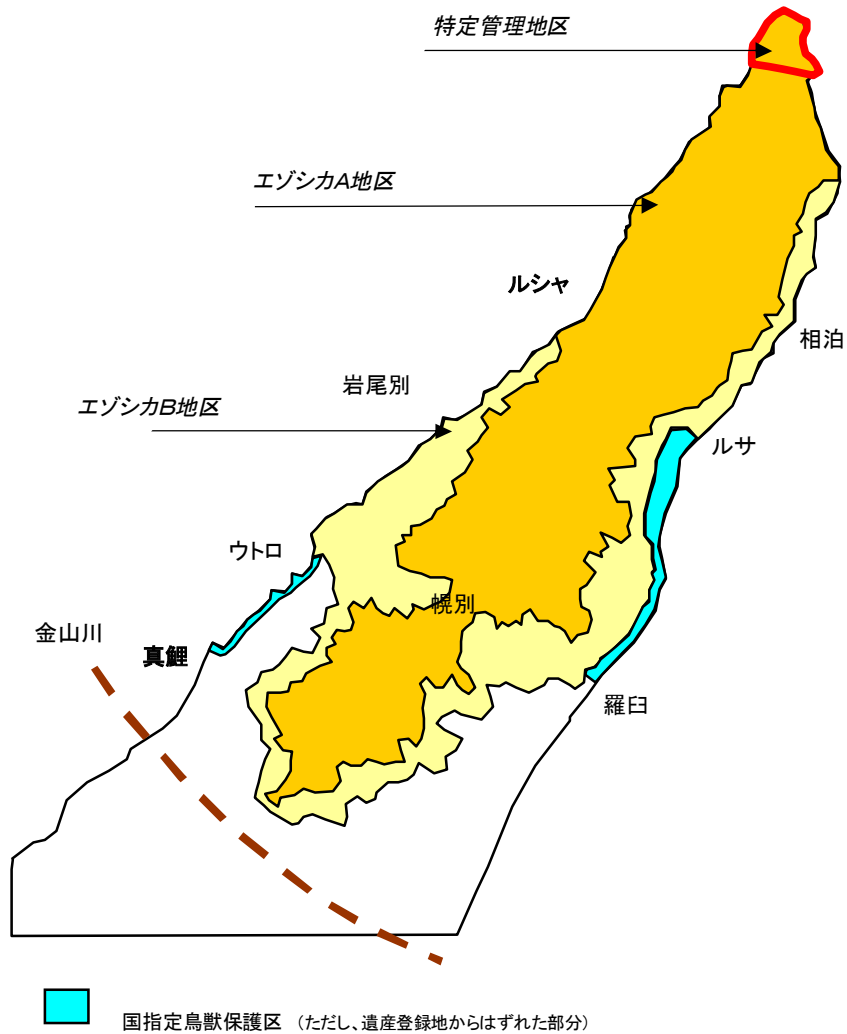
現 状	<p>主要な越冬地の一つであり、特定樹種の樹皮剥ぎや下枝の消失が見られ、天然更新に影響が出ている。また林床植生や草原では忌避植物の増加などによる群落の改変が著しい。ルシヤ川上流は知床半島で最も標高の低い峠(約 350 m)であり、冬期でも羅臼町側のルサ地区へと行き来するエゾシカの行動が確認されている。ルシヤ・ルサ以先の半島先端部ではある程度の越冬地間移動が認められる。</p>
管 理 方 針	<p>① 同地区では共通の管理方針を最も厳密に適用し、人為的介入を避ける（防御的手法を除く）ことを原則とする。</p> <p>② 生物多様性と生態的過程の変化については注意深くモニタリングを続け、エゾシカの採食圧による植生への著しい影響が認められた場合には、防御的手法で対応する。</p>
管 理 目 標	<p>生態的過程により変動する動的な生態系を保全し、希少植物種、または遺産地域に特徴的な在来植物種と植物群落の消失の回避を含む生物多様性を保全する。</p>
管 理 手 法	<p>①：同地区のエゾシカ越冬数の推移を把握すると共に、植生等の調査を実施し、それらの動向から保全状況をモニタリングする。</p> <p>②：希少な在来植物種や群落は特に留意し、必要に応じて防御的手法により、これらを保全する。</p>

現（第2期）管理計画 隣接地区

<p>現 状</p>	<p><u>a</u>: 1990年代前半に真鯉地区越冬個体に電波発信器を装着して追跡調査したところ、遺産地域内である遠音別岳を越えて羅臼町側へ至る20～30km規模の季節移動が確認され、2004年開始の調査でも同様の移動パターンが再確認されている。</p> <p><u>b</u>: 1980年代後半から、半島中部の斜里町ウトロの農耕地や羅臼町の牧草地及び半島基部の斜里町と標津町の農耕地では、エゾシカによる被害が増大した。現在は大規模シカ柵が設置され、一部を除き管理捕獲を実施しているが、地方自治体への負担は大きい。</p> <p><u>c</u>: 1990年代後半からは、斜里町ウトロや羅臼町の市街地に日常的に侵入し、あるいは通年定着して生息するエゾシカが増加し、庭木を食害する等、住民生活との間に軋轢が生じている。斜里町ウトロでは2006年に市街地を取り囲むシカ柵が設置され、その後の数回の追い出しと捕獲を経て、市街地に侵入するエゾシカは激減している。一方、羅臼町市街地では2008年3月吹き矢による捕獲が行われ、こちらもこれにより市街地への出没が激減した。</p> <p><u>d</u>: 斜里町ウトロから真鯉地区、羅臼町南部及び標津町北部の低標高域から海岸段丘において、越冬地を中心に植生への強い影響が進行中である。特に真鯉地区周辺の森林では、林床植生が大きく改変され、ニレ類の局所的絶滅や天然更新の阻害が確認されている。</p> <p><u>e</u>: 斜里町側の金山川以先、鳥獣保護区までの地域での狩猟は、オジロワシ・シマフクロウの営巣活動とオジロワシ・オオワシの越冬活動に影響が懸念されるためエゾシカ捕獲禁止区域とされていたが、2007年試行的に輪採制が導入され、2010年以降は一部地域が中断期間を設けた可猟区とされている。しかし希少鳥類の繁殖期への影響懸念から、最もエゾシカが越冬地に集結する3月期の捕獲が禁止されているため、効率的な捕獲を困難にしている。また、同地区における森林伐採跡の裸地が、エゾシカに人為的な餌資源を供給している。</p> <p><u>f</u>: 斜里町側においては有効活用を目指した囲いわな等によるエゾシカ生体捕獲が民間事業として実施されているが、同一場所での繰り返し捕獲による効率低下により一部はその後閉鎖されている。また羅臼町では定期的な個体数調整を実施している。</p> <p><u>g</u>: 羅臼町側においては、北海道森林管理局により捕獲補助のための仕切り柵の設置と囲いわなによる捕獲が行われている。</p> <p><u>h</u>: 斜里町側の真鯉地区からウトロにかけて、北海道開発局によりエゾシカ侵入防止柵が設置されている。</p>
<p>管 理 方 針</p>	<p>① 遺産地域の生物多様性保全に重要な地区と位置づけ、必要に応じ人為的介入（防御的手法、個体数調整、越冬環境改変）を実施する。</p> <p>② 斜里町、羅臼町、民間等の事業と連携・協力を図る。</p> <p>③ 民間や地域との協働によるエゾシカの有効活用等により持続可能な管理体制を構</p>

	築し、地域への還元を含めたコミュニティーベースの個体数調整を促すとともに、その効果を把握する。
管理目標	エゾシカの採食圧を軽減することにより、生物多様性を保全するとともに、地域住民とエゾシカの軋轢緩和を図る。
管理手法	<p>同地区のエゾシカ越冬数の推移や遺産地域との移出入を把握すると共に、植生等のモニタリング調査を進めながら、必要に応じて下記の手法を講じる。</p> <p>① 侵入防止柵などの防御的手法により植生の保護や地域住民との軋轢緩和を図る。</p> <p>② 人為的要因によりエゾシカの越冬に適した環境となっている地域の越冬環境を改変する。</p> <p>③ 地元自治体を中心に実施されている有効活用も視野に入れた生体捕獲や、銃猟捕獲などコミュニティーベースの個体数調整を、必要に応じて支援する。</p>

知床半島エゾシカ保護管理計画・地区区分図



知床半島エゾシカ保護管理計画対象地域

注：北海道エゾシカ保護管理計画のユニット12の範囲は、斜里町・羅臼町・標津町・清里町・中標津町。

対象地域	
・エゾシカA地区	遺産A地区のうち特定管理地区及び幌別－岩尾別台地を除く地域
・特定管理地区	知床岬地区のうちホロモイ湾・カプト岩以北
・エゾシカB地区	遺産B地区に幌別－岩尾別台地を含む地域
・隣接地域	金山川・植別川付近から半島先端部側の地域